

8・1 内航海運の現状

内航海運の2022年度輸送量は、3億2,093万トン（前年度比1.1%減）、輸送貨物量と距離を掛け合わせた輸送活動量は1,627億トンキロ（前年度比1.2%増）であった（【資料8-1-1】）。他の国内輸送機関の輸送量と比較すると、輸送トンキロベースでは自動車に次ぐ約4割のシェアを持つとともに、昨今のトラックドライバー不足や環境問題を背景としたモーダルシフト推進の要請もあり、内航海運は国内物流の基幹輸送産業として位置付けられる。特に、石油、鉄鋼、セメント等の産業基幹物資に係る分野では、内航海運が約90%とその大部分を輸送しており、長距離・大量輸送に適した輸送機関であることを示している。

8・1・1 内航船の船腹量

内航海運事業者の所有する内航船（営業船）の船腹量は、2023年3月末現在、合計5,213隻、4,658千総トンで、10年前の2013年3月末と比較すると、総隻数では1.7%減少しているが、総トン数では30%増となっている。船種により増減は異なるが1隻当たりの平均総トン数では概ね増加しており、全体的に船舶の大型化が図られている。（【資料8-1-1-1】）

また、船齢別に見ると、船齢7年未満の船舶が隻数構成比で15.0%、総トン数構成比で22.8%となっている。これに対して、船齢14年以上の船舶は隻数で68.8%、総トン数で50.9%となっている。平均トン数は、船齢7年未満の船舶では約1,400総トンであるのに対し、船齢14年以上の船舶では659総トンであることから、高齢船には小型船が多いといえる。（【資料8-1-1-2】）

船型別区分では、全体のうち500総トン未満の船舶が隻数ベースで72.7%と大部分を占めている。なかでも、100総トン以上200総トン未満船が12.2%、400総トン以上500総トン未満船が20.8%を占めており、いわゆる199総トン型、499総トン型が内航船の一般的な船型になっていることを示している。一方、平均総トン数は、年毎に多少は前後するものの、物流の効率化の要請に対応して大型化の傾向を示しており、2023年度末の時点では892総トンとなっている。（【資料8-1-1-3】）

8・1・2 内航海運事業者

1. 内航海運事業者

内航海運事業者数は、2023年3月末現在で、2,999社（休止等事業者を除く）である。このうち、登録事業者は運送事業者が620社、貸渡事業者が1,179社、船舶管理事業者が185社で合計1,984社である。届出事業者は運送事業者が847社、貸渡事業者が166社、管理事業者が2社で合計1,015社である。（【資料8-1-2-1】）

また、登録事業者数の推移は資料（【資料8-1-2-2】）の通りである。

（注）登録事業者とは、総トン数が100トン以上または長さ30m以上の船舶による内航運送をする事業または内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者をいう。届出事業者とは、総トン数が

100ト未満かつ長さ30m未満の船舶による内航運送をする事業または内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者をいう。(出典:「内航海運の活動・令和5年度」日本内航海運組合総連合会)

なお、2005年4月1日に施行された改正内航海運業法では、許可制が登録制へと規制緩和されたことにより、許可事業者は登録事業者となった。同時に内航運送業および内航船舶貸渡業の事業区分も廃止された。

2. 内航海運事業者のうち登録事業者の企業規模

上述の内航海運事業者のうち、登録事業者の資本金別構成は、資料(【資料 8-1-2-3】)の通りで、資本金 3 億円未満および個人の事業者が全体の 93.6%を占めており、とりわけ 5,000 万円未満の事業者(法人および個人)が 83.8%を占めている。運航隻数別にみた運送事業者数は、5 隻以上が 29.0%を占めている(出所:「内航海運の活動・令和 5 年度」)。

また、登録運送事業者の取扱い船腹を見ると、使用船腹量の構成が 2,000 総トン未満の事業者が 70.0%を占めている。一方、登録貸渡事業者では、貸渡船腹量の構成が 500 総トン未満の事業者が 50.9%となっており、さらに貸渡隻数が 1 隻しかない事業者が 57.3%を占めている。(【資料 8-1-2-4】)